

(仮称) 日野市地域共創プラットフォーム運営等業務に係る委託契約における参加者の有無を確認する
公募手続に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日野市（以下、「市」という。）が行う（仮称）日野市地域共創プラットフォーム運営等業務（以下「公募対象業務」という。）に係る委託契約を締結するにあたり、手続の透明性を確保する観点から、公募により当該契約への参加希望者の有無を確認する等の手続（以下「公募手続」という。）を実施することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(公募の趣旨)

第2条 公募対象業務は、市の地域課題を共有し、市、市民、事業者等がそれぞれ相互に意見交換を行い、漸進的に合意形成を進めるための電子的なプラットフォーム「地域共創プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）をインターネット上に構築し、その運営の支援等を実施する業務である。本業務を遂行する委託先は、当市にプラットフォームを提供し、なおかつ当市職員及び市民等の参加者が当該プラットフォームを円滑に活用し、プラットフォーム上における議論を活性化させるファシリテーションなどの支援に関する専門的知見を必要とするため、公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、「(4) 公募要件」を満たすと認められる者が複数いる場合は、改めてプロポーザル方式又は競争入札により受託候補者を特定する手続を実施する予定である。

なお、本公募は、日野市議会における予算の議決に先立ち準備行為として行うものであるため、公募対象業務に係る予算が日野市議会において否決された場合、公募対象業務は実施しないこととなる旨、予め了知されたい。

(契約概要)

第3条 契約の概要は、次のとおりとする。

(1) 業務件名

(仮称) 日野市地域共創プラットフォーム運営等業務

(2) 業務内容

次に掲げる内容とする。

なお、詳細は別紙「(仮称) 日野市地域共創プラットフォーム運営等業務仕様書」参照のこと。

(ア) 合意形成に向けて、次の機能を有するプラットフォームを、既存のシステムをカスタマイズすることによりインターネット上に構築すること。

- ・ 管理者から情報提供を行う機能
- ・ 地域共創 PF の利用者が対話するための機能
- ・ 意見等の分析統計機能及び分析統計結果の表示機能
- ・ 利用者の意見を発注者が提供した情報に反映させる機能
- ・ 解決策・政策案への投票機能
- ・ 利用者アカウントの登録、削除及び編集の機能

・管理者権限等

(イ) 職員がプラットフォームを運用するに当たり、事業実施の助言、先行事例に基づくノウハウの共有及びプラットフォーム内でのファシリテーション支援を行うこと。また、インターネット上に構築した当該プラットフォームの保守、操作に関する問い合わせ対応を行うこと。

(ウ) 地域へのプラットフォームの取組を周知啓発することを目的とした広報資料を作成、発信すること。

(エ) 庁内職員並びに合議体又はイベント参加者に対する対面研修を開催すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 留意事項

予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該事業を中止する場合がある。

(参加資格)

第4条 参加意思確認書を提出する者は、公募開始日から遡って5年以内に他自治体における類似業務の受託実績があり、仕様書に記載の業務を遂行する能力及び実績を有する者であって、次のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること又は次項各号に掲げる要件を満たすこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。

(4) 会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。

(5) 民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

(6) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。

2 前項第1号が定める要件は、次の各号のとおりとし、それぞれ次の書類の提出をもって確認することとする。

(1) 当該法人又は個人が現に存在していること 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの。）

(2) 法人税及び法人事業税の滞納がないこと 納税証明書（法人の場合のみ。直近で確定している決算年度のもの。金額不要。）

(3) 申告所得税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと 納税証明書（個人の場合のみ。直近年度。金額不要。）

(4) 法律行為能力があること 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合のみ。発行日から3か月以内のもの。）

(5) 前項第1号前段の登録を行う意思を有すること 登録意思確認書（市様式）

(公募要件)

第5条 公募要件については、次のとおりとする。

- (1) 仕様書に記載する機能を有するプラットフォームを開発した実績があり、参加者が利用しやすいカスタマイズを実施した当該プラットフォームを提供した実績を有すること。
- (2) プラットフォームのシステム開発又は当該プラットフォームを活用した支援を実施した経歴を有する者が在職していること。
- (3) プラットフォームにおける議論を活性化させるファシリテーションを実施し、併せて、当該プラットフォームに関するコンサルテーション支援の実績及びノウハウを有していること。

(応募資料の配布)

第6条 応募に要する資料については、次のとおり配布する。

(1) 配布期間

令和5年12月18日(月)から令和6年1月16日(火)まで
各日8時30分から17時15分まで(閉庁日を除く。)

(2) 配布場所

(ア) 日野市ホームページにおける掲示

(イ) 市役所現地における配布

日野市企画部企画経営課

所在地 東京都日野市神明1-12-1 日野市役所4階

電話 042-514-8069

担当 松井・鈴木・永尾

(3) 配布書類

仕様書、参加意思確認書、登録意思確認書

(参加意思確認書の提出)

第7条 公募手続においては、第4条第1項に規定する契約への参加意思及び当該契約に必要な要件を満たすことを確認する書類(以下「参加意思確認書」という。)の提出を求めるものとする。

2 参加意思確認書の提出については、次のとおりとする。

(1) 提出期間

前条「配布期間」に同じ。

なお、参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

(2) 提出場所

前条「(2) 配布場所」に同じ

(3) 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に公募要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参又は郵送すること。

なお、参加意思確認書等を郵送する場合は提出期間中に必着しなければならない。

(参加意思確認書の審査)

第8条 参加意思確認書が提出された場合、市は、参加意思確認書を提出した者が、第5条に規定する公募要件（以下、単に「公募要件」という。）を満たす者であるかどうかについて、審査するものとする。

2 市は、審査において必要があるときは、ヒアリングを行うものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第9条 市長は、参加意思確認書を提出した者に対し、前条第1項の審査結果を、書面で通知するものとする。

2 前項の審査の結果を、公募要件を満たすと認められない者に対し通知する場合には、公募要件を満たすと認められないと判断した理由を付すものとする。

3 第1項の通知は、参加意思確認書の提出期限の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に行うものとする。

4 審査の結果は、市ホームページに公表する。

(公募要件を満たさないとされた理由の説明)

第10条 第8条第1項の審査の結果、公募要件を満たさないとされた者は、前条第1項の通知をした日の翌日から起算して7日以内に、市長に対して、書面により、公募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

(審査後の契約手続き)

第11条 第8条第1項の審査の結果、公募要件を満たすと認められる者が複数いる場合、プロポーザル方式、競争入札その他の受託事業者選定手続に移行するものとする。

2 第8条第1項の審査の結果、公募要件を満たすと認められる者が1者のみであった場合は、当該応募者と地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により特命随意契約を締結するものとする。

(雑則)

第12条 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

3 提出された参加意思確認書は、審査以外の用途のために、提出者に無断で使用しない。

4 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

5 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は、別途定める。

附 則

1 この要領は、令和5年12月18日から施行する。